

第6 開発審査会

第1節 開発審査会の組織及び運営

法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他、都市計画法によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県（高知県）及び指定都市等（高知市）に、開発審査会を置くこととされています。

1 開発審査会の組織

開発審査会は、委員（法律、経済（農業）、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が任命した者）7人をもって組織することとなっています。

2 開発審査会の議事

- (1) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決
- (2) 法第34条第14号に規定する市街化調整区域において行われても支障のないもの又はやむを得ないものとして知事が開発許可をしようとする場合の議決
- (3) 政令第36条第1項第3号ホに規定する市街化調整区域において行われてもやむを得ないものとして知事が建築等の許可をしようとする場合の議決
- (4) 土地区画整理法第9条第2項及び第21条第2項に規定する個人施行又は組合施行の土地区画整理事業の知事認可の場合の議決

第2節 開発審査会の手続き

1 開発審査会の開催日

通常、年4回（3月、6月、9月、12月）開催されていますので、審査会付議案件については、2に示す資料を開催日の40日前までに市町を經由し、県に提出してください。

2 提出資料

- (1) 概要書
別紙の概要書に、必要事項記入してください。
- (2) 申請地位置図Ⅰ
縮尺1/50,000とし、申請地を朱書きしてください。
- (3) 申請地位置図Ⅱ
縮尺1/3,000程度の住宅用地図等を利用し、申請地を朱書きしてください。
- (4) 現況カラー写真（Lサイズ）
遠方及び近場から撮影した写真に、申請地を朱書きしてください。
- (5) 要件該当資料
収用証明、技術先端型業種の証明等、要件に該当していることが判る資料を添付して

ください。

(6) 土地の利用計画図

縮尺1/1,000以上とし、開発区域、開発面積及び排水系統等を記入してください。

(7) 予定建築物の平面図、立面図

縮尺1/500以上とし、建築物の延べ面積を記入してください。

(8) 造成計画断面図（法第29条許可の場合）

開発区域の縦横2方向からの断面図を添付してください。

(9) その他必要な図面等

申請内容により別途資料（住民票、無資産証明書、戸籍謄本など）を求める場合がありますので、県と協議してください。

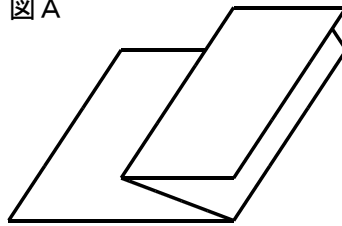
上記資料については、次のとおり製本してください。

ア 資料は、A4縦サイズとしてください。ただし、(6)～(9)の資料については、A3サイズでも構いませんが、下の図Aのとおり折ってください。

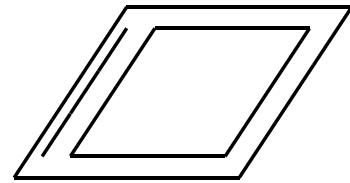
イ 図面袋は原則として認めていません。

ウ (1)の資料は1部、(2)～(9)の資料は、下の図Bのように紐で綴じるかクリップどめにしたうえで、19部提出してください。

図A



図B



概 要 書

号 議 案

申 請 者	住 所						
	氏 名						
開 発 場 所							
敷 地 面 積	地 目	宅 地	田	畑	山 林	その他	計
	面 積						
開 発 目 的							
周 辺 の 状 況							
工 事 概 要							
理 由							
適 用 条 項							
特 記 事 項							
そ の 他							